

● Part 1 ● これでマスター! 取引時確認の手続き

世界がボーダレス化した現代では、犯罪や紛争も国境をまたいで広域化し、それに伴って、マネー・ロンダリング(資金洗浄)も活発・巧妙化する傾向がみられます。犯罪収益移転防止法(以下、犯収法)は、このようなマネー・ロンダリングへの監視強化をもって、犯罪や紛争の防止・抑止の一助とすることを目的に作られました。

取引時確認は、この犯収法上で、金融機関を含む幅広い事業者に求められる履行義務の1つです。一定の内容に該当する取引(「特定取引」**図表**)を希望するお客様に対し、本人特定事項等の確認や、その確認記録の作成等を義務づけています。

**合計が10万円超の場合
取引時確認を行う**

● 取引時確認が求められる取引(代表例)

- (預貯金口座の開設など) 預貯金契約の締結に伴うお客様との継続的取引の開始
- 現金・持参人払式小切手・預手(自己宛小切手)または無記名の公社債の本券や利札の受払いのうち取引金額が200万円超のもの(※ただし、現金取引のうち為替または預手振出を伴うものは10万円超のもの、持参人払式小切手・預手は線引のないものに限る)
- 特定事業者が行う現金取引以外の為替のうち、払戻金額が10万円超のもの

解説&解答

「何とか監視の目をかいくぐろう」とします。「10万円超の現金振込を希望すると、身分等を根拠り葉掘り尋ねられる」と分かれば、「手数料が余分にかかるっても、小分けして10万円以下にしよう」とすることも考えられます。

このため、完全な同一先もしくは同一先と疑われるような先に対する現金振込が合計で10万円を超える場合には、取引時確認を行います。日付をまたいだ場合や、通貨を分けたような場合であっても、同一の取引と考えられれば、取引時確認が求められます。

本ケースのように、お客様に悪気がない場合でも、それをもって取引時確認を免除することはできません。よって実務上では、振込依頼への応諾に先立ち、取引時確認が必要となる背景をお客様に必要な十分に説明し

たうえで、対応を求めます。

なお、現金での振込金額が10万円超の場合であっても、⑦教育機関(小学校・中学校・高校・大学および義務教育学校・中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校)への入学金や授業料、④電気・ガス・水道料金の支払いについては、原則として取引時確認を行う必要はありません。

また、現金・小切手等の受払いが200万円を超える場合であっても、その内容が納税の場合には、同様に取引時確認を行う必要はありません。

正解は… B

同一先への現金振込の場合、該当する取引の合計が10万円超となれば取引時確認を行う必要がある



対応のポイント

- 同一先への現金振込が合計で10万円を超える場合には、取引時確認を行う
- 10万円超の場合でも、入学金や電気料金などの支払いでは、原則取引時確認は必要ない

取引時確認の対象取引

クイズ 1

どんな取引が確認の対象となるの? 合計がしきい値を上回る場合は?



本ケースにおける正しい対応は次のA～Cのうちどれでしょうか?

A

同一先への現金振込であっても、それぞれの取引が10万円を超えていなければ取引時確認をする必要はない



B

同一先への現金振込の場合、該当する取引の合計が10万円超となれば取引時確認を行う必要がある



C

同一先への振込で合計が10万円超となっても、お客様に悪気がないようであれば取引時確認は必要ない

